



余市町出産・子育て応援事業について

～LINE での手続きもできるようになりました！～

余市町では、妊婦・子育て世帯を支援するため、「余市町子育て世代包括支援センター」を設置しており、下記の支援等を行っています。

また、各種面談予約や出産・子育て応援給付金の申請等が余市町公式 LINE から行えるようになりました。ご来庁が難しい方は、是非ご利用ください（妊娠届・出生届は、これまでどおり来庁での手続きが必要になりますのでご注意ください）。

妊産婦登録について（LINE 登録）

右下の二次元コードから、余市町公式 LINE における妊産婦の登録ができます。氏名等の入力内容が記録されるため、更に LINE 手続きが便利になります。また、今後、妊産婦への個別連絡や情報発信にも活用することがありますので、是非ご登録をお願いします。

LINE でできる手続き ①面談予約申込
②妊産婦・子育て相談（個別相談）
③出産・子育て応援給付金申請

登録方法 ①余市町公式 LINE アカウントをお友達登録する
②妊産婦登録から必要情報を入力し、妊産婦登録する



余市町公式 LINE
(お友達登録)



妊産婦登録



手続選択
メニュー

妊産婦・子育て相談（個別相談）

●あなたの担当保健師・栄養士が、妊娠期～子育て期まで、お一人お一人の不安や悩みに寄り添い様々な相談をお受けします。下記の方法により相談できます。

- ・LINE 右の二次元コードから相談できます。
 - ・メール hokensido@town.yoichi.hokkaido.jp
 - ・電話 0135-21-2122 (対応時間：開庁日の8:45～17:15)
- ※LINE での相談は返信まで時間がかかる場合があります。緊急のご連絡・ご相談は、電話等をお使いください。



妊産婦・子育て
相談

妊産婦面談

●妊娠期～子育て期の妊産婦や子育て世帯に寄り添う面談支援を行います。

- ・妊娠届出時 妊娠届出時に行います。
※同時に出産応援給付金の申請案内・受付を行います。
- ・妊娠中期 妊娠6ヶ月頃
※右の二次元コードから LINE でも面談予約の申込みができます(後日、担当者より日程調整のご連絡をします)。
- ・出生時 産婦・新生児(乳児)訪問
※担当保健師等からご連絡します。
※同時に子育て応援給付金の申請案内・受付を行います。



面談予約申込

問合せ先：〒046-8546 余市町朝日町 26 番地
余市町子育て世代包括支援センター（子育て・健康推進課）
TEL 0135-21-2122

裏面もご覧ください

出産・子育て応援給付金



出産・子育て期の経済的支援の一環として、妊娠届出時5万円（出産応援給付金）、出生届出時5万円（子育て応援給付金）の支給を受けられます
右の二次元コードから、LINEでも申請ができます（出産応援給付金・子育て応援給付金共通）。

対象者	妊娠届出時 出生届出時	妊娠届出を行った 妊婦の方 （申請時点で余市町に住民票がある方） 出生した 児童を養育する方 （産婦を含む。申請時点で余市町に住民票がある方）
支給額	妊娠届出時 出生届出時	妊婦の方1人につき5万円 対象児童1人につき5万円
申請期限	妊娠届出時 出生届出時	妊娠中 対象児童の生後4か月頃まで ※対象児童が1歳になった日以後最初の3月31日以降は申請できません。
申請方法	①役場窓口へ妊娠届・出生届を提出 ②担当保健師・栄養士との面談 ※妊娠届出時は、原則、アンケートと併せてその場で行い、出生届出時は、原則、後日、担当者より日程調整のためにご連絡のうえ、訪問にて行います。 ③書面またはLINEで申請 ※書面の場合は、面談時担当保健師・栄養士に手渡しまたは役場窓口（子育て推進係）へ提出	

●こんなときは？(Q&A)●

Q. 妊娠・出生の届出の後または面談の後、町外に引っ越した場合はどうなりますか？

A. 原則、申請時点で住民票のある市町村に申請することとなります。面談方法や申請方法などの詳細は、申請時点で住民票のある市町村にご相談ください。

Q. 里帰り出産の場合どうなりますか？

A. 申請時点で住民票のある市町村に申請することとなります。また、里帰りの場合でも、原則住民票のある市町村が面談の調整を行います。里帰り中の面談については、個別にお問合せください。

Q. DV被害などにより避難（住民票と異なる住所に居住）していますが、どうなりますか？

A. DV被害などの理由がある場合は、住民票がない市町村でも申請可能です。現にお住まいの市町村にご相談ください。

Q. 給付金はいつ受け取れますか？

A. 申請時期により異なりますが、申請後、概ね1~2か月後に支給することを予定しております。

Q. 給付金の受取にはどのような方法がありますか？

A. 原則、申請書に記載された指定口座へ振込します。なお、出産応援給付金の場合は妊産婦本人が、子育て応援給付金の場合は出生された児童の養育者が申請・請求者となり、それぞれの申請・請求者名義の口座のご指定が必要です。

Q. 申請に必要な書類は？

A. 以下の申請書類が必要です。特に、妊娠届出の際は、妊婦名義の口座情報の写しをご持参いただくと、手続きがスムーズです。なお、LINE申請の場合は、書面の提出は不要です。

①申請書

②本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面など）の写し

③申請・請求者名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードの写しなど）

Q. 流産・死産などの場合はどうなりますか？

A. 流産・死産の場合は、出産応援給付金が、出産後児童が死亡した場合は出産応援給付金に加えて子育て応援給付金の受給が可能であり、この場合、申請に先立ち必要となる面談やアンケートの提出は不要です。なお、その後においても、ご希望の方は、保健師等への相談が可能ですので、個別にご相談ください。

●特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！●

例年、各種給付金などに関連して、都道府県・市町村や国の省庁職員などをかたった詐欺が発生します。余市町において、「給付金の支給を行うために振込を指示すること」、「口座の暗証番号を聴いたり、口座の認印を送付させたりすること」はありません。

不審な電話や郵便があった場合は、表面の問合せ先や最寄りの警察署にご連絡ください